

第2号様式 入札公告個別事項

入 札 公 告 （ 個 別 事 項 ）

岐阜県庁舎公用車車庫建築工事に関する一般競争入札公告

岐阜県庁舎公用車車庫建築工事について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条の規定により公告します。

入札公告は、「第1号様式 入札公告共通事項」及び本書より成るものとします。なお、「第1号様式 入札公告共通事項」は岐阜県ホームページに掲示しています。

令和2年10月30日

岐阜県知事 古田 肇

1 一般競争入札に付する工事

- (1) 工事番号 県建工第2—7号
工事名 岐阜県庁舎公用車車庫建築工事
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 岐阜市藪田南地内
- (3) 工事概要 岐阜県庁舎公用車車庫の新築に伴う建築工事一式
・公用車車庫1 鉄骨造 2階建て 延べ面積 1,499.43 m²
・公用車車庫2 鉄骨造 平屋建て 延べ面積 447.72 m²
※敷地解体工事を含む
- (4) 工 期 契約締結日から令和4年3月10日（約440日間）
- (5) 予定価格 495,882,200円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 低入札価格調査制度 有（失格判断基準 有）
- (7) 最低制限価格制度 無
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。
- (9) 本工事は、電子入札システムを用いて行います。なお、電子入札システムによりがたいものは、事前に発注機関の長の承諾を得た場合に限り書面で提出することができます。
- (10) 本工事は、技術資料の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の工事です。
- (11) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事です。
- (12) 本工事は、週休2日制モデルの試行工事である。詳細は「岐阜県総務部県庁舎建設課発注の週休2日制モデル工事試行要領」を参照すること。

2 入札参加資格

本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による入札参加とする。共同企業体の構成員は2者で、結成は自主結成とし、入札に参加する者に必要な資格は、次のとおり。

| | |
|---|--|
| 必要な建設業の許可 | |
| 特定（建築工事業）（すべての構成員） | |
| 岐阜県建設工事入札参加資格者名簿登載業種・総合点数 | |
| 建築工事業・総合点数（代表構成員（その出資比率が構成員のうち最大である者をいう。以下同じ）790点以上、その他構成員790点以上） | |
| 構成員の各々の出資比率 | |
| 40%以上であること。 | |
| 施工実績に関する条件 | |
| <代表構成員> 平成17年度以降申請期限日までに、元請けとして、以下に示す工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。） ただし、当該実績が国及び岐阜県発注工事、独立行政法人等で、それぞれの設置法において、建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体が発注した工事及び岐阜県の独立行政法人が発注した工事（工事成績評定点の通知のあるものに限る。）のうち以下に示すものに係る実績である場合にあっては 工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。 ・完成引き渡しの済んでいる、建物の構造が鉄骨造であって、規模が延べ面積380 m ² 以上の建築一式工事（新築又は増築に限る。） | |
| 配置技術者に関する条件 | |

<代表構成員>

本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次の基準を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（令和3年1月15日）までに専任で配置できること。

ア 一級建築士又は1級建築施工管理技士、若しくはそれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 平成17年度以降申請期限日までに、元請人として完成引き渡しの済んでいる、建物の構造が鉄骨造であって、規模が延べ面積380㎡以上の建築一式工事（新築又は増築に限る。）の監理（又は主任）技術者若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された監理（又は主任）技術者とは別に追加を義務づけられた技術者としての従事実績は除く（共同企業体の構成員としての監理（又は主任）技術者若しくは現場代理人として従事した実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

<その他構成員>

本工事に従事する主任技術者は、次の基準を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（令和3年1月15日）には専任で配置できる者であること。

・一級建築士又は1級建築施工管理技士、若しくはそれと同等以上の資格を有する者であること。

| | |
|---------------|--|
| 事業所の所在地に関する条件 | 県内に、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登載されている本店が所在すること。かつ、構成員のうち1者については「第1号様式 入札公告共通事項」別表1に示す岐阜圏域内に本店が所在すること。 |
| 設計業務等の受託者等 | 対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者です。 株式会社大幸建築設計事務所、株式会社山田建築事務所 |
| その他の条件 | 「第1号様式 入札公告共通事項」の「1 入札参加資格に関する事項」に示すとおりとする。 |

3 担当課

| 区分 | 担当課 | 電話番号 | 住所 |
|-------|-------------------|--------------------------|-----------------------------|
| 入札担当課 | 岐阜県総務部県庁舎建設課管理調整係 | 058-272-1111 (内線2249) | 〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 |
| 工事担当課 | 岐阜県総務部県庁舎建設課建設第二係 | 058-272-1111 (内線2926) | 岐阜県庁3階 |

4 入札日程

| 手続等 | 期間・期日 | 方法・場所 |
|----------------------|---|------------------------------------|
| 設計図書の閲覧 | 令和2年10月30日（金）午前9時から 令和2年12月2日（水）午後4時まで | 電子入札システム等よりダウンロード 併せて入札担当課による閲覧 |
| 質問書の受付 | 令和2年10月30日（金）午前9時から 令和2年11月20日（金）午後4時まで | 電子入札システムによる ※紙入札者は、工事担当課まで持参 |
| 回答書の閲覧 | 令和2年10月30日（金）午前9時から 令和2年12月1日（火）午後4時まで | 電子入札システムによる 併せて工事担当課による閲覧 |
| 申請書の提出 | 令和2年10月30日（金）午前9時から 令和2年11月10日（火）午後4時まで | 電子入札システムによる ※紙入札者は、入札担当課まで持参 |
| 入札参加通知書の通知 | 令和2年11月12日まで | 電子入札システムによる |
| 入札書等の提出受付 | 令和2年11月30日（月）午前9時から 令和2年12月1日（火）午後4時まで | 電子入札システムによる |
| 開札 | 令和2年12月2日（水）午前10時から | 電子入札システムによる 岐阜県2階会議室 |
| 確認資料の提出 (落札候補者のみ) | 令和2年12月3日（木）午前9時から 令和2年12月4日（金）午後4時まで (ただし、別途提出の指示をした場合はこの限りではない) | 入札担当課まで持参 |
| 苦情申立て | 入札参加通知書又は入札参加資格不適合通知書の通知日から起算して7日以内（県の休日を含まない。） | 入札担当課まで持参 書面（様式は自由） |
| 苦情申立てに対する回答 | 苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として10日以内（県の休日を含まない。） | 書面により回答 |
| 入札結果の公表 | 落札決定した日 | 入札情報サービスによる 併せて入札担当課による閲覧 |

※)紙入札者の場合は、持参を認めますが郵送又は電送によるものは受け付けません(期間・期日は同じ)
注)提出書類については、「第1号様式 入札公告共通事項」に記載しています。

5 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とします。

①入札参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与します。

②技術資料で示された実績等により最大22.5点の加算点を与えます。

③得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値(以下「評価値」という。)を用いて落札者を決定する方法です。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、別添「総合評価落札方式の内容」において明記しています。

(2) 評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とします。

(ア) 施工能力に関する事項

技術所見

・「周辺環境への影響対策(安全、交通、騒音・振動、粉塵)」について

(イ) 企業能力に関する事項

(ウ) 技術者の能力に関する事項

(エ) 地域要件に関する事項

(3) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事です。詳細は特記仕様書を参照してください。

6 支払条件

各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額の割合は次のとおりとする。

令和2年度 2%

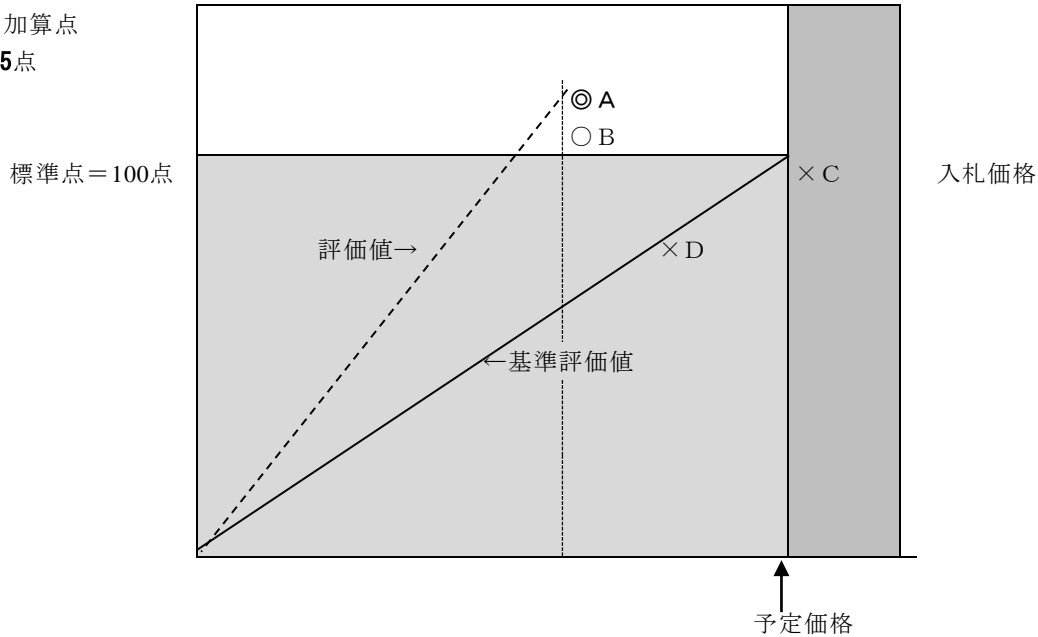
令和3年度 98%

別添 総合評価落札方式の内容

1 総合評価落札方式の仕組み

① 総合評価落札方式の仕組みを以下に示す。

標準点+加算点
=122.5点



A : 落札者◎

B : 非落札者 (基準評価値を上回るが評価値 (グラフの傾き) がAより低い) ○

C : 非落札者 (予定価格を超過) ×

D : 非落札者 (基準評価値を下回る) ×

② 落札者の決定方法

以下の条件を満たすこと。

a. 入札価格 ≤ 予定価格

b. 最低限の要求要件 (標準案の条件) を満たすこと。 (標準点以上)

c. 評価値 ≥ 基準評価値 (a 及び b を満たせば自動的に c は満たされる。)

※落札条件を満たす者が2者以上いる場合は、評価値の最大の者を落札者とする。さらに、その評価値も同じ場合には、くじ引きにより落札者を決定する。

2 評価項目及び評価指標

① 評価項目 : (ア) 施工能力に関する事項

(イ) 企業能力に関する事項

(ウ) 配置予定技術者の能力に関する事項

(エ) 地域要件に関する事項

② 評価指標 : (ア) 安全対策、主要資材、環境配慮、技術所見により評価
技術所見

「周辺環境への影響配慮 (騒音対策、振動対策、粉塵対策、安全対策等) について」

(イ) 工事成績評定点、同種・類似工事施工実績、スタッフ数、優良工事施工者表彰歴により評価

(ウ) 同種・類似工事施工経験、保有資格、継続教育により評価

(エ) 営業拠点、災害協定参加等、近隣地域施工実績、応急危険度判定士の登録者、県内企業の活用率により評価

3 標準点及び加算点

① 標準点 : 標準案の条件を満たしていれば、標準点として100点を付与する。

② 加算点 : 評価基準に応じて点数を付与する。

4 加算点の付与

入札参加者に対する加算点付与の考え方は下表のとおりである。

各方式別の評価項目と配点

| 小項目 | 評価項目 | 簡易型 |
|------|---------------|------|
| | | ② |
| | | 広域 |
| 施工能力 | 工程管理 | |
| | 安全対策 | 1.5 |
| | 主要資材 | 1.0 |
| | 品質管理 | |
| | 環境配慮 | 1.0 |
| | 技術所見 | 5.0 |
| 企業能力 | 工事成績評定点 | 2.0 |
| | 施工実績 | 1.0 |
| | スタッフ数 | 1.5 |
| | 優良工事施工者表彰歴 | 1.0 |
| 能技術者 | 施工経験 | 1.0 |
| | 保有資格 | 1.0 |
| | 継続教育 | 0.5 |
| 地域要件 | 営業拠点 | 1.0 |
| | 災害協定参加等 | 2.0 |
| | 近隣地域施工実績 | 1.0 |
| | 応急危険度判定士の登録者数 | 1.0 |
| | 県内企業の活用率 | 1.0 |
| | | 22.5 |

○施工能力について

| 評価項目 | 評価内容 | 評価基準 | 評価点 |
|------|--|--|------|
| 工程管理 | | | |
| 安全対策 | 事故防止の喚起と客観的指標で安全対策の実施可能性を評価 | 過去に労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故による入札参加資格停止措置なし ・安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・岐阜労働局長表彰 ・厚生労働省労働基準局長が行う建設事業無災害表彰（岐阜県内工事に限る） ・厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証 | 1.5 |
| | | 過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故による入札参加資格停止措置なし、若しくは過去に労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故等による入札参加資格停止措置あり | 0 |
| | | 過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故による入札参加資格停止措置あり | ▲1.5 |
| 主要資材 | 県内での調達奨励（2品目） 【鉄骨、生コンクリート】 | 主要工事材料は岐阜県産調達が可能 | 1 |
| | | 主要工事材料の岐阜県産調達に努力 | 0 |
| 品質管理 | | | |
| 環境配慮 | ISO認定取得の状況 | ISO9000S並びに14001取得済 | 1 |
| | | ISO9000S又は14001取得済 | 0.5 |
| | | 取得なし | 0 |
| 技術所見 | <p>【テーマ】 周辺環境への影響配慮（騒音対策、振動対策、粉塵対策、安全対策等）について</p> <p>【設定理由】 本工事は、住宅や福祉施設等が近接する市街地で行う敷地解体など、環境への影響が懸念される作業を含んだ工事であり、一連の県庁舎再整備事業として県民の関心が高い工事である。</p> <p>また、隣接する岐阜アリーナを運営しながら工事を行う必要があり、運営への影響をより少なくする配慮が求められる。</p> <p>さらに、同時期に複数の県庁舎関連工事が予定されていることから、安全面においても、一層の配慮が求められる。</p> <p>このため、騒音対策、振動対策、粉塵対策、安全対策等について提案を求める。</p> <p>（提案項目）</p> <p>① 騒音対策について ② 振動対策について ③ 粉塵対策について ④ 安全対策について</p> | 5点満点 | |

○企業能力について

| 評価項目 | 評価内容 | 評価基準 | 評価点 |
|---------|---|-------------|-----|
| 工事成績評定点 | 直近5か年度以内に完成引き渡しの済んだ工事の工事成績評定点の平均点 （岐阜県発注工事のみ対象） （建築一式工事に限る） | 80点以上 | 2 |
| | | 75点以上80点未満 | 1 |
| | | 75点未満又は実績なし | 0 |

| | | | |
|--------------|---|---|-----|
| 同種（類似）工事施工実績 | 平成17年度以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無 （国、岐阜県及び岐阜県内市町村発注工事、独立行政法人等で、それぞれの設置法において、建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体が発注した工事及び岐阜県の独立行政法人が発注した工事（工事成績評定点の通知のあるものに限る。）のみ対象） ※共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上に限る。 ※工事成績評定点が65点未満のものは、実績として認めない。 | 同種工事（※1）の実績あり | 1 |
| | | 類似工事（※2）の実績あり | 0.5 |
| | | 上記実績なし | 0 |
| スタッフ数 | 常勤雇用の従業員数並びに国家資格を有する技術者数 （一級建築士又は1級建築施工管理技士） | 常勤雇用の従業員数15名以上並びに国家資格を有する技術者数5名以上 | 1.5 |
| | | 常勤雇用の従業員数10名以上並びに国家資格を有する技術者数5名以上 | 1 |
| | | 常勤雇用の従業員数10名以上又は国家資格を有する技術者数5名以上 | 0.5 |
| | | 常勤雇用の従業員数10名未満並びに国家資格を有する技術者数5名未満 | 0 |
| 優良工事施工者表彰歴 | 直近5か年度以内の岐阜県優良工事施工者表彰歴の有無 （建築一式工事に限る） | 部長表彰歴あり | 1 |
| | | 現地機関の長（公共建築課長、住宅課長、畜産振興課長、家畜防疫対策課長、里川振興課長、恵みの森づくり推進課長を含む）による表彰歴あり | 0.5 |
| | | 表彰歴なし | 0 |

○配置予定技術者の能力について

| 評価項目 | 評価内容 | 評価基準 | 評価点 |
|----------------|---|--------------------|------|
| 同種（類似）工事施工実績 | 平成17年度以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無 （国、岐阜県及び岐阜県内市町村発注工事、独立行政法人等で、それぞれの設置法において、建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体が発注した工事及び岐阜県の独立行政法人が発注した工事（工事成績評定点の通知のあるものに限る。）のみ対象） （現場代理人としての実績を含む） ※共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上に限る。 ※工事成績評定点が65点未満のものは、実績として認めない。 | 同種工事（※1）の実績あり | 1 |
| | | 類似工事（※2）の実績あり | 0.5 |
| | | 上記実績なし | 0 |
| 保有資格 | 監理技術者の保有する資格 | 1級建築施工管理技士かつ1級建築士 | 1.0 |
| | | 1級建築施工管理技士又は1級建築士 | 0.5 |
| | | 上記以外 | 0 |
| 継続教育（CPD）の取組状況 | 直近2か年度以内の建築関連の各団体が発行するCPDの単位取得合計数 単位＝ユニット | 20単位以上の取得あり | 0.5 |
| | | 10単位以上の取得あり | 0.25 |
| | | 10単位未満の取得あり、又は取得なし | 0 |

○地域要件について

| 評価項目 | 評価内容 | 評価基準 | 評価点 |
|------|--------------|---------------------|-----|
| 営業拠点 | 地域内での営業拠点の有無 | 岐阜市内に本店あり | 1 |
| | | 岐阜圏域内（岐阜市内を除く）に本店あり | 0.5 |
| | | 岐阜県内（岐阜圏域内を除く）に本店あり | 0 |

| | | | |
|---------------|---|--|------|
| 災害協定参加等 | 災害協定への参加や同等の活動実績の有無 | 岐阜県建設業広域BCMの認定あり | 2 |
| | | 岐阜県との協定(農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定に限る)に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり | 1 |
| | | 岐阜県との協定(農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定を除く)又は岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり | 0.5 |
| | | 参加なし又は活動実績なし | 0 |
| 近隣地域施工実績 | 平成17年度以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ近隣地域での施工実績 (国及び岐阜県発注工事、独立行政法人等で、それぞれの設置法において、建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体が発注した工事、岐阜県の独立行政法人が発注した工事(工事成績評定点の通知のあるものに限る。)のみ対象) | 岐阜市内での施工実績あり | 1 |
| | | 岐阜圏域内(岐阜市内を除く)での施工実績あり | 0.75 |
| | | 岐阜県内(岐阜圏域内を除く)での施工実績あり | 0.5 |
| | | 岐阜県内での施工実績なし | 0 |
| 応急危険度判定士の登録者数 | 岐阜県に登録された応急危険度判定士の登録者数 | 5名以上 | 1 |
| | | 2名以上5名未満 | 0.5 |
| | | 2名未満 | 0 |
| 県内企業の活用率 | 当該工事の県内企業の活用状況(元請及び1次下請) | 県内企業活用金額率90%以上 | 1 |
| | | 県内企業活用金額率50%以上90%未満 | 0.5 |
| | | 県内企業活用金額率50%未満 | 0 |

※1 同種工事：新築又は増築の建築一式工事で、構造が鉄骨造であって、規模が延べ面積1,500㎡以上の工事

※2 類似工事：新築又は増築の建築一式工事で、構造が鉄骨造であって、規模が延べ面積980㎡以上の工事

5 技術所見

(1) 他機関及び他工事との調整が必要となる技術提案・技術所見は原則認めない。

(2) 提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認できるものとする。なお、下記に示すような提案内容については、評価しない。

① 提案内容が抽象的なもの、提案の表現が曖昧なもの

(例：「徹底する」「周知徹底を図る」「できるだけ」「極力」「適切に」「適宜」「適当に」「丁寧に施工する」「十分に」「入念に」「徹底的に」「迅速に」「確実に」「しっかり」「誠実に」「要所に」「注意を払う」「必要に応じて」「状況により」)

② 提案の実行の有無が確認できないもの

(例：実行したことを、写真等で確認できないもの)

③ 提案内容に明確な効果が認められないもの

④ 提案の実行に確実性がないもの

(例：「監督員との協議により施工する」)

(例：「〇〇調査を行い、××対策の必要性を確認する」必要性の確認だけでは、必要と判断した場合に、××対策を行うのかどうか分からない)

(3) 施工上配慮すべき事項について、提案項目は、下記①から⑤までの5項目とする。

① 騒音対策について

② 振動対策について

③ 粉塵対策について

④ 安全対策について

⑤ △△△について(自由設定)

・1つの提案項目に対する提案数の制限はなしとする。

・各提案について、次のとおり評価する。

◎：2点：記述が具体的で現場状況にも即しており、優れた効果がある。

○：1点：記述が具体的で現場状況にも即しており、ある程度効果がある。

△：0点：記述が具体的でなく、現場状況に即しておらず、効果が小さい。

×：0点：施工を認めない（不適当な提案である等により採用しない）。

- ・提案数の制限はないが、各提案に対し、上記のとおり評価した結果、合計5点を超えた場合であっても、技術所見に対する配点は上限5点とする。

6 落札者の決定

① 技術資料審査方法

- ・「総合評価落札方式に係る技術審査基準」に基づき評価する。
- ・加算点が明確に判断できない評価項目は最も低い評価とする
- ・配置予定技術者の能力は3名まで記載可とするが、2名以上記載の場合は最も低い加算点の技術者で評価する。
- ・共同企業体での入札参加者の場合は、特に断りのない限り代表構成員に係る実績等を評価する。
- ・入札執行後、評価値が最も高い者を落札候補者とし、確認資料により詳細を確認する。

② 評価値及び落札者の決定（簡易型①で入札参加者が7者、23.5点満点の例）

| 入 札 者 | 標準点 ① | 加算点② | | | | | 点数合計 ①+② =③ | 入札金額 ④ | 評価値 ③/④ ×1,000,000 | 評価順位 (落札者) |
|-------------|----------|----------|----------|-----------|----------|-------|-------------------|------------|--------------------------|---------------|
| | | 施工 能力 | 企業 能力 | 技術者 能力 | 地域 要件 | 計 | | | | |
| A | 100.00 | 3.50 | 2.50 | 1.00 | 4.00 | 11.00 | 111.00 | 75,600,000 | 1.46825 | 2 |
| B | 100.00 | 2.00 | 3.50 | 2.50 | 4.00 | 12.00 | 112.00 | 82,600,000 | 1.35593 | 6 |
| C | 100.00 | 1.00 | 3.50 | 0.50 | 4.00 | 9.00 | 109.00 | 80,173,000 | 1.35956 | 5 |
| D | 100.00 | -1.50 | 3.00 | 2.00 | 3.00 | 6.50 | 106.50 | 73,550,000 | 1.44799 | 3 |
| E | 100.00 | 2.50 | 1.50 | 1.50 | 3.00 | 8.50 | 108.50 | 84,200,000 | 1.28860 | 7 |
| F | 100.00 | 0.00 | 4.00 | 1.00 | 4.00 | 9.00 | 109.00 | 80,146,000 | 1.36002 | 4 |
| G | 100.00 | 1.50 | 4.50 | 3.00 | 5.00 | 14.00 | 114.00 | 77,400,000 | 1.47287 | 1 (落札) |

※評価値について端数が生じた場合は、小数点第6位を四捨五入とする。

7 実施上の留意事項

① 責任の所在とペナルティ

受注者の責により、施工能力・企業能力・配置予定技術者の能力・地域要件に記載した内容が履行されなかった場合は、入札参加資格停止・工事成績評定の減点を行うものとする。